

高等学校等就学支援金 課税地等確認書

学年/組/番号	
生徒氏名(自署)	

高等学校等就学支援金の審査では、課税地(住民票住所を有する市町村)に税額情報を照会します。
課税地は本年の1月1日時点によって決まります。そのため、本年の1月1日時点の所在地と前年の1月1日時点の所在地に変更がないか確認する必要がありますので、以下の【確認事項】に御記入願います。

【確認事項】

該当する項目の□にチェック☑を入れてください。

① **2024年1月1日時点**、日本国内に住所(住民票住所)がありましたか。

□はい > ②へ進む
□いいえ > ③へ進む

② 2024年1月1日時点と2025年1月1日時点の**課税地(住民票住所を有する市町村)**は同じですか。

□同じです。 > 記入終了(③の記載は不要です)
□同じではありません。 > ③へ進む

③ **2025年1月1日時点の課税地**を記入してください。

No.	保護者等の氏名	2025年1月1日時点の課税地		当てはまる場合は□にチェック
1		都道府県	市区町村	□2025年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
2		都道府県	市区町村	□2025年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
3		都道府県	市区町村	□2025年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。

※マイナンバーを提出されている場合でも、課税地の自治体から税額情報が得られなかった場合は、別途課税証明書等の提出が必要となりますので、予めご了承ください。

○保護者等に変更があった場合(※)には、支給額に変更を生じる場合がありますので、速やかに学校の事務室まで連絡をお願いします。やむを得ない事由がなく、学校への連絡が遅れた場合、本来受給できたはずの支給額を受給できない場合や、支給済みの支給額を返還していただく場合があります。

(※)保護者等の再婚、離婚、逝去、養子縁組、生徒本人の施設入所等